

実績報告書に関するQA

Q1:賃上げによる、法定福利費の事業主負担分の引き上げ分は、給付金の対象になると思いますが、実績報告ではどのように記載すれば良いですか？

A1:事業主負担分を算出できる場合、以下の欄に記載してください。
算出できない場合は、基本給や手当、一時金の金額に含めて記載してください。

1. 賃金改善の実施状況

賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(比較対象は 給付金による賃金改善前の 水準)	賃金改善の総額 (自動計算)
基本給の引き上げ	4人	5,000円	2ヶ月	算出できる場合は、 本欄へ入力	40,000円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(ベースアップ評価手当の増額など)					0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分を含む。)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)	4人	825円	6ヶ月		19,800円
一時金または特別手当	4人	5,000円	4ヶ月分		80,000円
(2.0%超過の特例に係る本給付金の活用があった場合のみ、別紙(別シート)を作成) 令和7年度に、令和7年3月31日時点の水準と比べて2.0%を上回るベースアップ(ベースアップ評価料・定期昇給を除く)をすでに実施したうえで、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分の補てんに本給付金を充てた場合は、その金額(別紙(別シート)から転記)					0円

実績報告書に関するQA

Q2:診療報酬のベースアップ評価料による賃上げなど、診療報酬を使った賃上げは、実績報告の金額に含めるべきですか？

A2:診療報酬を使った賃上げは、実績報告に含めないでください。

Q3:給付金ではなく、他の補助金による賃上げは、実績報告の金額に含めるべきですか？

A3:原則として、実績報告に含めないでください。
ただし、給付金と他の補助金による賃上げの切り分けが難しい場合は、他の補助金を含めた上で、以下のとおり記載してください。

[実績報告書の右上の欄]

①:賃金改善の総額(下表への入力により自動計算)	174,750円	① 他の補助金を含めた賃金改善の額(表より自動入力)
②:①のうち賃金改善に係る診療報酬及び本給付金以外の補助金等を受けた場合その額(直接入力)	24,750円	② 他の補助金の額(要入力)
③:給付対象経費(①-②自動計算)(千円未満切り捨て)	150,000円	③ 差引、給付金を使った賃金改善の額(①-②自動計算)
④:賃上げ支援事業の給付額(交付決定通知書に記載された額)	150,000円	
⑤:給付金返還額(④-③自動計算)(千円未満切り捨て)	0円	